

国住指 第 2 2 2 号
国住参マ第 1 2 9 号
令和 8 年 7 月 1 4 日

各都道府県住宅・建築担当主務部長 殿

国土交通省住宅局 建築指導課長

参事官（マンション・賃貸住宅担当）
(公印省略)

住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故への対応について（再周知）

住宅の窓及びベランダから子どもが転落する事故が 32 年間で 134 件発生しています（別添 1）。

住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故について、令和 7 年 6 月 24 日に消費者安全調査委員会から国土交通大臣に対し、消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見を受けたことを踏まえ、「住宅の窓及びベランダからの子どもの転落事故への対応について（同年 6 月 27 日付国住指第 138 号・国住参マ第 107 号）を发出し、『子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン（改訂版）』（国土技術政策総合研究所）（以下、「ガイドライン」という。）や「子育て支援型共同住宅推進事業」、住宅の窓及びベランダからの子どもの転落の防止に資する各種ツール（以下、「各種ツール」という。）の活用について、住宅を供給する事業者に対する周知への協力をお願いしたところです。

本年 5 月 27 日に開催された第 164 回消費者安全調査委員会において、ガイドラインや各種ツールについて、住宅の入居者に対して周知を求められたことから、下記のとおり周知を行いたいと考えています。

つきましては、貴都道府県におかれましては、子どもの転落事故防止の観点から、周知にご協力いただきますようお願いいたします。

また、貴管内の市町村の住宅担当主務部局及び建築担当主務部局に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、消費者安全調査委員会からの取組状況に関するフォローアップに対応するため、周知に関する取組について把握させていただく予定です。

記

1. 「子どもの転落事故」防止のためのチェックリストの活用について

消費者安全調査委員会において、「子どもの転落事故」防止のためのチェックリスト（以下、「チェックリスト」という。）（別添2）を作成し、公開しています。

ご家庭での事故を防ぐため、事故の発生状況及び本チェックリストについて、下記のような方法で、入居者に幅広く周知いただきますようお願いします。

- ・各自治体ホームページや広報誌への掲載、デジタルサイネージでの周知、自治会への周知（回覧板の活用）等

※チェックリスト（消費者安全調査委員会）

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_025/assets/csic_cms201_250624_40.pdf

2. ガイドラインの周知について

安全・安心で快適に子育てできる住まいづくりのノウハウを取りまとめたガイドラインを国土技術政策総合研究所が令和7年3月に公開し、説明動画も公開しています。

ガイドラインでは、子育てに配慮した住宅と居住環境において配慮すべき事項や要求水準（性能・仕様等）等をまとめており、別添3のとおり子どもの窓・ベランダ（バルコニー）からの転落を防止するための配慮に関する事項についても整理しています。

1. のチェックリストで悪い例に該当する場合、ガイドラインを参考に、良い例へと実際に改善・改修をすることが考えられますので、1. と同様の方法で入居者へ幅広く周知いただきますようお願いします。

※子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン（改訂版）

<https://www.nilim.go.jp/lab/hbg/kosodate/guideline.html>